

昭和十九年六月二十三日

鳥取縣知事 武 島 一 義

農業會技術員資格試驗合格者

平井 平一	美浦 道雄
小谷 光藏	清水 義治
山下 政憲	茂村 善治
吉村 康敬	小井手 貞治
下田 康敬	岸本 喜太郎
勝原 一利	森下 茂昌
西川 登喜雄	藤原 貞徳
葉狩 一善	西尾 武夫
竹内 音藏	徳田 延行
片山 政信	株本 猛夫
洞 節三	國森 武夫
森 源太郎	長柄 清晴
井上 眞	盛山 秀夫
井田 一夫	美田 輝夫
松井 正義	前田 靜雄

栗原 輝義	酒井 勝己
遠藤 保正	北風 武徳
磯江 幸一	上田 正男
吉村 治	太田 貞一
佳川 勝巳	奥見 諒之助
有本 照治	谷村 福一
佐伯 義孝	加藤 孝巳
木上 春重	松本 輝雄
吉川 英二	提島 煥吾
渡瀬 忠義	森田 光信
渡邊 忠義	藤谷 忠雄
秦 敏敏	井上 忠文
井上 政雄	石田 武男
丸山 定之	石田 虎夫
中山 久衛	笹間 賢三
古井 彦市	小林 由登
荒河 正光	阿部 昇作
莊島 勉	田口 三郎

計 六 七 名

◇鳥取縣告示第三百四十號

昭和十二年海軍省令第十號ニ依リ昭和十九年度後期甲種飛

行豫科練習生ノ通徴募セラル

昭和十九年六月二十三日

鳥取縣知事 武 島 一 義

第一 志願者ノ資格

(一) 年 齡

計 算 期 日	年 齡	生 年 月 日
昭和十九年十二月一日現在	二十五歳以上	自 大正十三年十二月二日
	二十歳未滿	至 昭和十四年十二月二日

(二) 學 歴

制限 ナシ

(三) 學 力

中學校第三學年第一學期終了程度トス

第二 志願ノ手續

志願者ハ別紙様式ニ依リ志願書ヲ昭和十九年七月二十二日迄ニ到達スル如ク所屬學校長(現ニ在學セザル者ニ在リテハ最終學校長)經由知事ニ提出スベシ

00100

第三 徵募 検査

検査場	検査期日	検査項目	志願者校	出頭範囲	記事
鳥取市東町	昭和十九年七月二十九日	身 体 検 査	鳥取第一中學校	上記區分ニ依リ關係學校ニ在學並ニ出身者出頭スルモ	
鳥取第一中學校	三十日	身 体 検 査	鳥取第二中學校、鳥取第一工業學校、智頭農林學校	上記區分ニ依リ關係學校ニ在學並ニ出身者出頭スルモ	
	三十一日	身 体 検 査	鳥取商業學校、倉吉工業學校、倉吉商業學校、倉吉工業學校、倉吉農學校、河北農業學校	上記區分ニ依リ關係學校ニ在學並ニ出身者出頭スルモ	
	八月一日	身 体 検 査	倉吉中學校、其ノ他	上記區分ニ依リ關係學校ニ在學並ニ出身者出頭スルモ	
	二日	身 体 検 査	右受檢者一同	上記區分ニ依リ關係學校ニ在學並ニ出身者出頭スルモ	
	三日	身 体 検 査	右受檢者一同	上記區分ニ依リ關係學校ニ在學並ニ出身者出頭スルモ	
米子市博勞町	昭和十九年七月二十九日	身 体 検 査	米子工業學校、米子農工學校、日野農林學校	上記區分ニ依リ關係學校ニ在學並ニ出身者出頭スルモ	
米子工業學校	三十日	身 体 検 査	境中學校、養良農學校	上記區分ニ依リ關係學校ニ在學並ニ出身者出頭スルモ	
	三十一日	身 体 検 査	米子中學校	上記區分ニ依リ關係學校ニ在學並ニ出身者出頭スルモ	
	八月一日	身 体 検 査	育英中學校、其ノ他	上記區分ニ依リ關係學校ニ在學並ニ出身者出頭スルモ	
	二日	身 体 検 査	右受檢者一同	上記區分ニ依リ關係學校ニ在學並ニ出身者出頭スルモ	
	三日	身 体 検 査	右受檢者一同	上記區分ニ依リ關係學校ニ在學並ニ出身者出頭スルモ	

00101

備考

- イ、検査開始ハ午前八時トス
- ロ、志願者ハ検査開始時刻十五分前迄ニ検査場ニ參集スベシ
- ハ、其ノ他受檢者ニ在リテハ乗車驛上井以東ハ鳥取市、下北條以西ハ米子市ノ検査場ニ出頭スルモノトス
- ニ、口答試問ハ身体検査開始當日ヨリ學力試験當日迄ノ間ニ行フモノトス

第四 受檢者ノ注意

- イ、中等學校學業證明書又ハ國民學校初等科六年以上ノ通信簿及青年學校手帳國民体力検査手帳ヲ持參スベシ
- ロ、晝食、鉛筆、ナイフ、消ゴムヲ携帯スベシ
- ハ、自己ノ被服所持品等整頓ノ爲風呂敷ヲ用意スベシ
- ニ、前日必ズ入浴シ身体ヲ清潔ニナシ置クベシ
- ホ、身体検査及學力試験ニ於テ不正行爲ヲ行ヒタル者ハ不合格トス

様式

海軍甲種飛行豫科練習生志願書

本籍地 縣 郡(市) 町(村)大字 番地
 現居住地 縣 郡(市) 町(村)大字 番地(何某方)
 戸主トノ續柄何某何々 氏 名
 (右側ニ振假名ヲ附ス)
 年 月 日生
 一、修學程度(何立何中學校第何學年在學中若ハ修了又ハ國民學校高等科修了)
 一、現職業
 一、現居住地ニ移轉年月 昭和 年 月 (志願者提出前六ヶ月以内ニ移轉シタル者ノミ記入ス)
 右甲種飛行豫科練習生ヲ志願致度此段出頭候也

昭和 年 月 日 本人 氏 名印

現居住地 縣 郡(市) 町(村)大字番地 親權者又ハ後見人 氏 名印

鳥取縣知事殿

佐治村	加瀬木	七五番地
社	樟原	三一〇番地
智頭町	智頭	一八二番地ノ四
山郷村	中原	二六八番地
西郷村	八屋	八二ノ一番地
日下村	上井	三三〇番地ノ一一
長瀬村	長瀬	一〇六六番地
淺律村	下淺津	二五〇番地
橋津村	橋津	三六四番地
宇野村	宇野	一、五六八番地
泊村	石脇	七三二番地
舍人村	方地	一、〇五一番地
東郷外一ヶ村	中興寺	四四〇番地
花見村	長和田	四五八ノ二番地
小鹿村	高橋	一七四番地
三徳村	片柴	一、三二九番地
旭村	本泉	六六一番地
竹田村	穴鴨	一六八番地

倉吉町	大正町	一、〇七一ノ一番地
小鴨村	中河原	五四〇ノ一番地
上小鴨村	上古川	九三ノ四番地
矢送村	關金	一三ノ六番地
南谷村	大鳥居	二〇六番地
山守村	今西	一一九番地
北谷村	福本	二二〇番地
高城村	上福田	四四八二番地
社	國分寺	三〇二番地
灘手村	尾原	五〇〇ノ一番地
下北條村	弓原	三三九ノ一番地
中北條村	江北	七三八ノ三番地
上北條村	井手畑	一三番地
榮村	龜谷	一八三番地
大誠村	瀬戸	六〇ノ五番地
山良町	由良宿	五三六番地
浦安町	上伊勢	一三〇番地
下郷村	鋤	三〇〇番地

西伯郡	上郷村	山田	三六六ノ一番地
彦名村	古布庄村	法萬	八五一番地
崎津村	八橋町	徳萬	五三九ノ六番地
渡村	赤碕町	赤碕	一、八四八番地
外江村	以西村	高岡	四七一番地
境町	安田村	笠津	五〇ノ一番地
上道村	下中山村	赤坂	三一九番地
餘子村	上中山村	八重	四九六番地
中瀧村	三朝村	三朝	六二九番ノ一地
	成美村	出上	一八七番ノ一地
	彦名村	彦名	一、八二三番地ノ三
	崎津村	大崎	一、八五五番地ノ三
	渡村	渡	二、二二五番地
	外江村	外江	二、八六七番地
	境町	明治町	一二番地
	上道村	上道	八四六番地
	餘子村	竹内	三九三番地ノ二
	中瀧村	小篠津	八九一番地

大篠津村	大篠津	一、一五一番地
和田村	和田	一、七二二番地
富益村	富益	七六一番地
夜見村	夜見	一、八五五番地
成實村	石井	三二二番地
天津村	福成	二、二七九番地
大國村	原	四七七番地
法勝寺村	法勝寺	四二一番地
上長田村	下中谷	八二四番地
東長田村	中	二二〇番地
賀野村	市山	三七二番地
手間村	天萬	九三七番地
尚徳村	榎原	一、四一七番地ノ一
五千石村	八幡	六九二番地ノ一
幡郷村	大殿	一、〇九二番地ノ二
大幡村	押口	九三番地ノ三
縣村	福萬	三七四番地ノ一
春日村	上新卯	二、三九番地ノ一

大高村	尾高一、三八五番地
巖村	蚊屋 一〇〇番地ノ三
日吉津村	日吉津 三六七番地
大和村	佐陀 四八一番地
淀江村	淀江 五三七番地
宇田川村	中西尾 二一〇番地ノ二
高麗村	妻木 五四四番地
所子村	國信 五四九番地ノ二
大山村	佐摩 三七二番地
庄内村	富長 七四六番地
名和村	加茂 四番地
御來屋町	宮前屋敷 八八九番地
光徳村	東坪 二番地
逢坂村	倉谷一、一三九番地ノ三
米子市	下市 八六番地ノ一
日野郡	灘町 九六番地
二部村	二部一、五五六番地
溝口町	溝口 六六八番地
八郷村	眞野一、〇六三番地ノ一

◇鳥取縣告示第三百四十二號
日野地方事務所管内ニ於テ縣稅檢査章並縣稅滯納者財產差押證票ヲ左ノ通返納並交付セリ

日光村	大瀧 一六七番地
米澤村	宮市一、〇三二番地ノ二
江尾村	江尾二、〇六一番地
神奈川村	武庫 四五〇番地
根雨町	根雨 四〇九番地
日野村	本郷 四四九番地
黒坂町	黒坂一、五六六番地ノ一
石見村	上石見 九二〇番地ノ四
福榮村	福塚一、〇三四番地ノ三
多里村	多里 二二二番地ノ一
日野上村	矢戸一、二〇一番地ノ一
山上村	茶屋三、六八六番地ノ一
阿昆縁村	上阿昆縁一、二五一番地ノ二
大宮村	印賀一、一七三番地

昭和十九年六月二十三日
鳥取縣知事 武 島 一 義

區分	番號	返納交付年月日	所屬廳名	職名	氏名
縣稅檢査章	一六	昭和十九年六月十五日返納	日野地方縣書記	新見	虎象
同	一七	同	同	米澤彌一郎	同
縣稅滯納者財產差押證票	一六	同	同	新見	虎象
同	一七	同	同	米澤彌一郎	同
縣稅檢査章	一六	昭和十九年六月十五日交付	日野地方縣屬	妹尾	善夫
同	一七	同	同	米澤彌一郎	同
縣稅滯納者財產差押證票	一六	同	同	妹尾	善夫
同	一七	同	同	米澤彌一郎	同

◇鳥取縣告示第三百四十四號
役肉用牛登錄審査ヲ左ノ通施行ス
審査ヲ受ケントスル者ハ七月三日迄ニ縣廳ニ到着スル様申込書ヲ差出スヘシ
昭和十九年六月二十三日
鳥取縣知事 武 島 一 義

審査場所	審査日時	出場區域
東伯郡倉吉町	七月五日 九時	東伯郡一圓
同 浦安町	七月六日 九時	同
同 氣高郡大正村	七月七日 八時	氣高郡一圓
同 正條村	七月七日 十三時	同
鳥取市吉方町	七月八日 八時	鳥取市一圓
岩美郡浦富町	七月八日 十三時	岩美郡一圓
八頭郡智頭町	七月九日 九時	八頭郡一圓
同 用瀬町	七月九日 十三時	同
同 船岡村	七月十日 九時	同

一、設置者ノ變更
二、名稱ノ變更
新 遠藤 光
新 日本曹達株式會社米子工場
舊 私立米子製鋼青年學校
新 私立日曹米子青年學校

西伯郡御來屋町	七月十一日	九時
同 淀江町		十三時
同 大篠津村	七月十二日	九時
米子市勝田町		十三時
西伯郡法勝寺村	七月十三日	九時
日野郡日野上村	七月十五日	九時
同 根雨町		十三時
同 溝口町	七月十六日	九時

米子市 西伯郡 一圓

日野郡 一圓

◇鳥取縣告示第三百四十五號

國民体力法第九條ニ基キ昭和十九年度乳幼児体力検査管理醫ヲ左ノ通選任ス

昭和十九年六月二十三日

鳥取縣知事 武 島

義

國民体力(乳幼児)管理醫

東伯郡 醫師 伊 王 野 籬

籬

◇鳥取縣告示第三百四十六號

市街地建築物法施行細則第二十五條ニ依リ昭和十九年六月二十一日左ノ通假設建築物建築ノ件許可セリ

昭和十九年六月二十三日

鳥取縣知事 武 島

義

一、建築主ノ住所氏名

鳥取市東品治町一九一

鳥取縣精麥工業組合鳥取工場

専務理事 中島 長太郎

一、建築物ノ所在地

鳥取市東品治町一九一

一、用 途

精麥工場

一、構造種別

木造瓦葺平家建

一、建築物ノ面積

建築面積 九一、一五平方米
突出セル部分 一、三五平方米

一、命令事項

一、本建築物ノ存續期限ハ都市計畫事業實施迄トス

一、前項ノ存續期限満了ノ時ハ都市計畫事業實施指

定スル期日内ニ無償ニテ本建築物ヲ除却スベシ

一、本建築物ヲ他人ヘ讓渡シタル場合ハ十日以内ニ届出

ズベシ

一、知事必要アリト認ムルトキハ本命令書ノ條項ヲ増減

若ハ變更スルコトアルベシ

正

誤

昭和十九年六月十六日鳥取縣告示第三百二十九號中左ノ通正誤ス

「鳥取縣纖維製品小賣統制組合」トアルヲ「鳥取縣纖維製品小賣統制組合」ニ改ム

昭和十九年六月廿三日印刷
昭和十九年六月廿三日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

發行 鳥取縣鳥取市東町 鳥取縣
印刷 鳥取市東町 鳥取縣
印刷 鳥取市東町 鳥取縣
印刷 鳥取市東町 鳥取縣